

事務連絡
令和 3 年 6 月 21 日

神奈川県医師会 御中
神奈川県病院協会 御中
神奈川県精神科病院協会 御中

神奈川県健康医療局医療危機対策本部室

高齢者等の接種記録の入力及び接種費用の請求について

本県の健康医療行政の推進につきましては、日頃格別の御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和 3 年 6 月 1 日付け事務連絡「ワクチン接種円滑化システム（V-SYS）及びワクチン接種記録システム（VRS）への高齢者等の接種記録の入力について」により、VRS への接種記録の登録と V-SYS 登録の簡素化についてお知らせしたところです。

こうした中、接種費用の請求方法について多数の問合せがありましたので、厚生労働省への確認結果をお知らせします。

つきましては、貴会会員へ周知くださるようお願いします。

記

- ・ワクチン接種記録システム（VRS）へ、「高齢者等」の接種記録の登録をタブレット端末による接種券の読み取り等により確実に行った場合は、ワクチン接種円滑化システム（V-SYS）へのこれら高齢者等の接種実績の登録は不要とします。
- ・ただし、「医療従事者等」や「高齢者施設等従事者」等の接種券付き予診票により接種した者については、VRS への接種記録の登録が CSV 等で行われるとしても、V-SYS への接種実績の登録は確実に継続してください。
- ・今後、V-SYS に登録される「高齢者等」の数値はあくまで参考として扱われ、VRS に登録しないかぎり高齢者等の接種実績にはカウントされません。
- ・接種費用の請求は、引き続き V-SYS により行います。請求書作成の際に回数を入力することになりますが、請求する予診票の枚数を入力してください（V-SYS の接種回数とあわせる必要はありません）。なお、第 5 回自治体説明会資料 2 の 16 ページに記載のとおり、市町村で指定する請求書の様式がある場合にはそちらを使用して差し支えないとされています。

問合せ概要	回答
<p>5月21日の河野大臣発言にもありました が、ワクチン接種にあたり接種券が なくても接種を進めることができることです。</p> <p>その場合、医療機関が費用請求にあた り、接種券での読み取りでV-SYSの情報 登録ができませんが、他に情報登録方法 がありますか。</p> <p>もしくは、V-SYSに登録を行わなくとも 請求できる方法はありますか。</p> <p>月曜日から大規模ワクチン接種会場を 運営するにあたり、接種券のない方も接 種することが可能かどうかの判断を行う ため必要な情報となります。</p>	<p>V-SYSに接種券を読み取りを行う機能は なく、また、接種実績を登録していなく ても接種実績に応じた請求書は引き続き 作成可能です。</p>

問合せ先

神奈川県医療危機対策本部室ワクチンチーム

電話 045-285-0762

E-mail kg_vaccine.k8ck@pref.kanagawa.lg.jp

